

ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業

肝炎ウイルス定期検査費用助成について

～B型・C型ウイルス性肝炎による慢性肝炎・肝硬変・肝がんの方に対し、
定期検査費用の助成、定期的なフォローアップを行います～

【対象者】

1. 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
2. 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
3. 住民税非課税世帯に属する者または市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
4. 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
5. 保健所や市町が行うフォローアップに同意した者 ※1
（※1）保健所及び市町が、医療機関の受診や診療状況を確認し、相談支援を行います。
1～5の全ての要件に該当する方が対象となります。

【申請に必要な書類】

- ①申請・請求書（様式1－4）
- ②市町村民税額合算対象除外希望申請書（様式1－5）
- ③合算対象から除外する者の健康保険証の写し
- ④世帯全員の住民票
- ⑤世帯全員分の住民税非課税証明書または市町村民税課税年額証明書
- ⑥医師の診断書（様式2）
- ⑦医療機関の領収書
- ⑧診療明細書

※2 ③は合算除外申請時のみ必要です。

※3 申請に必要な書類の取得に係る費用は助成対象外です。

※4 ⑤市町村民税課税年額証明書は、中学生以下は必要ありません。

高校生は生徒手帳の写しや在学証明書等の添付により省略できます。

【2回目申請時に省略可能な書類】

- ①市町村民税額合算対象除外希望申請書（様式1-5）
- ②合算対象から除外する者の健康保険証の写し
- ③世帯全員の住民票
- ④世帯全員分の住民税非課税証明書または市町村民税課税年額証明書
- ⑤医師の診断書（様式2）

※5 ①～④は同一年度において、以下の場合に、長崎県に提出した書類と同様の場合は省略可能です。

- ・1回目の定期検査費用の支払いを受けた場合
- ・肝炎医療費助成制度に係る肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

※6 ⑤は以前に長崎県から定期検査費用の支払いを受けた場合、もしくは1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において、医師の診断書を提出した場合（ただし、病態の変化があった場合を除く）

【助成内容】

- ◇対象者1人につき年度2回（初回精密検査を含む）
- ◇助成1回につき別表の自己負担限度額を超えた額

（別表） 定期検査費用の助成における自己負担限度額表

| | | 自己負担限度額 (1回につき) | |
|---|---------------------------------------|--------------------|------------|
| | | 慢性肝炎 | 肝硬変 肝がん |
| 甲 | 市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の世帯に属する者 | 2,000円 | 3,000円 |
| 乙 | 住民税非課税世帯に属する者 | 0円 | 0円 |

【対象となる検査内容】

◇同一の医療機関で受けた下記の検査と診察料等が対象です。なお、肝硬変・肝がんの方の場合は、CT撮影またはMRI撮影も対象です。

ただし、保険適用外の検査は助成の対象とはなりません。

- (1) 血液検査：血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査)
- (2) 腹部超音波検査（腹部エコー検査）
- (3) CT撮影またはMRI撮影（※肝硬変、肝がんの方のみ対象）

◇検査が複数の日にわたる場合、1ヶ月以内に検査を受けてください。

【精密検査実施機関】

- ◇長崎県肝疾患専門医療機関を受診してください。
- また、県外の肝疾患専門医療機関を受診しても、差し支えありません。

【手続きの流れ】

- ◇精密検査実施医療機関で、いったん検査費用（健康保険の自己負担分）を支払っていただき、県へ助成額を申請・請求（郵送及び持参）してください。
- ◇県で申請内容を審査し、承認された場合は指定の口座に助成額をお支払いします。不承認の場合は、不承認通知と提出書類をお送りします。
- ◇申請内容の審査時、定期検査の内容について、医療機関へ照会する場合があります。

【フォローアップ】

- ◇同意をいただいた方に対し、年1回調査票の送付や電話等により、保健所や市町が受診状況の確認や相談支援を行います。
- ◇必要に応じて受診勧奨を行います。

【問い合わせ、書類受付窓口】

各地域の保健所、長崎県地域保健推進課まで、お問い合わせください。

| お住まいの市町 | 担当窓口 | 電話番号 | 郵便番号 | 所在地 |
|-----------------------|----------------|--------------|----------|----------------------|
| 西海市、長与町、時津町 | 西彼保健所 | 095-856-5059 | 852-8061 | 長崎市滑石 1-9-5 |
| 諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町 | 県央保健所 | 0957-26-3306 | 854-0081 | 諫早市栄田町 26-49 |
| 島原市、雲仙市、南島原市 | 県南保健所 | 0957-62-3289 | 855-0043 | 島原市新田町 347-9 |
| 平戸市、松浦市、佐々町 | 県北保健所 | 0950-57-3933 | 859-4807 | 平戸市田平町里免 1126-1 |
| 五島市 | 五島保健所 | 0959-72-3125 | 853-0007 | 五島市福江町 7-2 |
| 小値賀町、新上五島町 | 上五島保健所 | 0959-42-1121 | 857-4211 | 南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17 |
| 壱岐市 | 壱岐保健所 | 0920-47-0260 | 811-5133 | 壱岐市郷ノ浦町本村郷 620-5 |
| 対馬市 | 対馬保健所 | 0920-52-0166 | 817-0011 | 対馬市巖原町宮谷 224 |
| 長崎市、佐世保市 | 長崎県 地域保健推進課 | 095-895-2466 | 850-8570 | 長崎市尾上町 3-1 |